

重 要 事 項 説 明 書

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、鹿児島県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 恵陽会
主たる事務所の所在地	始良市加治木町港町 1 3 1 - 3 0
代表者（代表者・氏名）	理事長 武田 恵子
設立年月日	平成 7 年 1 0 月 1 日
電話番号	0 9 9 5 - 6 2 - 3 7 1 1
FAX	0 9 9 5 - 6 2 - 3 7 1 3

2. 事業所の概要

利用事業所の名称	加治木整形外科病院
サービスの種類	通所リハビリテーション
事業所の所在地	始良市加治木町港町 1 4 5 - 1
電話番号	0 9 9 5 - 6 2 - 0 1 2 4
F A X	0 9 9 5 - 5 5 - 8 1 1 9
指定年月日	通所リハビリテーション 平成 1 2 年 4 月 1 日
	介護予防通所リハビリテーション 平成 1 8 年 4 月 1 日
事業所番号	4 6 1 4 5 1 1 0 1 4
管理者の氏名	森 輝男
通常の事業の実施地域	始良市 ・ 霧島市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とします。
運営の方針	要介護又は要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。

4. 提供するサービスの内容

- ① 当事業所では、通所リハビリテーションサービスの提供にあたる医師などの従業者が、診療又は運動機能検査等をもとに、共同して利用者の心身の状況、御希望及びその置かれている環境にあわせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション計画を作成します。
- ② この通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとする。
- ③ このサービスの提供にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ④ サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。
- ⑤ サービスの提供にあたっては、常に病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するように致します。
- ⑥ 当事業所では、個別リハビリテーションを行う際は、担当の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士等が話し合いリハビリテーション実施計画を作成します。
- ⑦ このリハビリテーション実施計画は、居宅サービス計画および通所リハビリテーション計画に沿って作成するものとします。

5. 利用定員

指定通所リハビリテーション（又は介護予防通所リハビリテーション）の利用定員は、40名と定めています。

6. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、日曜日、年末年始12月30日～1月3日までは除く。
営業時間	午前9時30分から午後4時00分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、可能な限り体制を整えるものとします。

7. (1) 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
医 師	非常勤2名	看護師	常勤2名以上
理学療法士	5名以上 (非常勤含む)	介護福祉士	常勤5名以上 (非常勤含む)
作業療法士			
管理栄養士	非常勤1名	マッサージ師	常勤1名以上

(2) 職務の内容

管理者（管理者代行）	従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
専任医師	利用者に対する医学的な管理指導等を行います。 それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。
理学療法士、 作業療法士、 （准）看護師、 マッサージ師、 介護職員	医師及び理学療法士、作業療法士その他の従業者は、診療又は、運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえてリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 利用者へ通所リハビリテーション計画を交付します。 通所リハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション及び介護ならびに日常生活上の世話をを行います。 指定通所リハビリテーション（又は介護予防通所リハビリテーション）の実施状況の把握及び通所リハビリテーション計画の変更を行います。
管理栄養士	栄養改善サービスの提供を行います。

8. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員及びその管理責任者は下記のとおりです。

担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	
管理責任者の氏名	鈴木 健一郎

9. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。

あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、介護保険負担割合証に記載されている

利用者負担割合証に応じてサービスの費用のうち1割から3割までのいずれかがあなたの負担となります。

給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 通所リハビリテーションの利用料

【基本部分（通常規模型）】

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所リハビリテーション費			
		基本料金 ※(注1) 参照	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
			※(注2) 参照		
1時間以上 2時間未満 /回	要介護1	3,690単位	369円	738円	1,107円
	要介護2	3,980単位	398円	796円	1,194円
	要介護3	4,290単位	429円	858円	1,287円
	要介護4	4,580単位	458円	916円	1,374円
	要介護5	4,910単位	491円	982円	1,473円
2時間以上 3時間未満 /回	要介護1	3,830単位	383円	766円	1,149円
	要介護2	4,390単位	439円	878円	1,317円
	要介護3	4,980単位	498円	996円	1,494円
	要介護4	5,550単位	555円	1,110円	1,665円
	要介護5	6,120単位	612円	1,224円	1,836円
3時間以上 4時間未満 /回	要介護1	4,860単位	486円	972円	1,458円
	要介護2	5,650単位	565円	1,130円	1,695円
	要介護3	6,430単位	643円	1,286円	1,929円
	要介護4	7,430単位	743円	1,486円	2,229円
	要介護5	8,420単位	842円	1,684円	2,526円
4時間以上 5時間以上 /回	要介護1	5,530単位	553円	1,106円	1,659円
	要介護2	6,420単位	642円	1,284円	1,926円
	要介護3	7,300単位	730円	1,460円	2,190円
	要介護4	8,440単位	844円	1,688円	2,532円
	要介護5	9,570単位	957円	1,914円	2,871円
5時間以上 6時間未満 /回	要介護1	6,220単位	622円	1,244円	1,866円
	要介護2	7,380単位	738円	1,476円	2,214円
	要介護3	8,520単位	852円	1,704円	2,556円
	要介護4	9,870単位	987円	1,974円	2,961円

	要介護 5	1 1, 2 0 0 単位	1,120 円	2,240 円	3,360 円
6 時間以上 7 時間未満 /回	要介護 1	7, 1 5 0 単位	715 円	1,430 円	2,145 円
	要介護 2	8, 5 0 0 単位	850 円	1,700 円	2,550 円
	要介護 3	9, 8 1 0 単位	981 円	1,962 円	2,943 円
	要介護 4	1 1, 3 7 0 単位	1,137 円	2,274 円	3,411 円
	要介護 5	1 2, 9 0 0 単位	1,290 円	2,580 円	3,870 円
7 時間以上 8 時間未満 /回	要介護 1	7, 6 2 0 単位	762 円	1,524 円	2,286 円
	要介護 2	9, 0 3 0 単位	903 円	1,806 円	2,709 円
	要介護 3	1 0, 4 6 0 単位	1,046 円	2,092 円	3,138 円
	要介護 4	1 2, 1 5 0 単位	1,215 円	2,430 円	3,645 円
	要介護 5	1 3, 7 9 0 単位	1,379 円	2,758 円	4,137 円

- (注 1) 上記の基本料金は、厚生労働省大臣が告示で定める金額であり、これが改正された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- (注 2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算要件	加算額			
		基本利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
リハビリテーション 提供体制加算 /回	3 時間以上 4 時間未満	1 2 0 単位	12 円	24 円	36 円
	4 時間以上 5 時間未満	1 6 0 単位	16 円	32 円	48 円
	5 時間以上 6 時間未満	2 0 0 単位	20 円	40 円	60 円
	6 時間以上 7 時間未満	2 4 0 単位	24 円	48 円	72 円
	7 時間以上	2 8 0 単位	28 円	56 円	84 円
入浴介助加算 (Ⅰ) /回		4 0 0 単位	40 円	80 円	120 円
入浴介助加算 (Ⅱ) /回		6 0 0 単位	60 円	120 円	180 円

リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ /月	5, 6 0 0 単位 (6 月以内)	560 円	1,120 円	1,680 円
	2, 4 0 0 単位 (6 月超)	240 円	480 円	720 円
リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ /月	5, 9 3 0 単位 (6 月以内)	593 円	1,186 円	1,779 円
	2, 7 3 0 単位 (6 月超)	273 円	546 円	819 円
リハビリテーションマネジメント加算 (A) ハ /月	7, 9 3 0 単位 (6 月以内)	793 円	1,586 円	2,379 円
	4, 7 3 0 単位 (6 月超)	473 円	946 円	1,419 円
医師の説明 /月	2, 7 0 0 単位	270 円	540 円	810 円
短期集中個別リハビリテーション実施加算 /回	1, 1 0 0 単位	110 円	220 円	330 円
退院時共同指導加算 /初回のみ	6, 0 0 0 単位	600 円	1,200 円	1,800 円
口腔機能向上加算 (Ⅱ) イ /月 2 回まで	1, 5 5 0 単位	155 円	310 円	465 円
科学的介護推進体制加算 /月	4 0 0 単位	40 円	80 円	120 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) /月	2 2 0 単位	22 円	44 円	66 円
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) /月		算定された単位数×8. 6 % (円)		

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
送迎減算	送迎を行わない場合 (片道につき) /回	4 7 0 単位	47 円	94 円	141 円

(2) 介護予防通所リハビリテーションの利用料

【基本部分】

サービスの内容	加算額			
	基本料金 ※（注１）参照	１割負担	２割負担	３割負担
		※（注２）参照		
要支援１	２２，６８０単位	2,268 円	4,536 円	6,804 円
要支援２	４，２２８０単位	4,228 円	8,456 円	12,684 円

（注１） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２） 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算額			
	基本利用料	１割負担	２割負担	３割負担
一体的サービス提供加算	４，８００単位	480 円	960 円	1,440 円
栄養アセスメント加算	５００単位	50 円	100 円	150 円
退院時共同指導加算	６，０００単位	600 円	1,200 円	1,800 円
科学的介護推進体制加算	４００単位	40 円	80 円	120 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	８８０単位	88 円	176 円	264 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	算定された単位数×８．６％（円）			

【その他の料金】

昼食代 1食あたり	400円
-----------	------

おむつ	尿取りパット			リハビリパンツ		
	レギュラー	1枚あたり	50円	Mサイズ	1枚あたり	150円

(3) 支払い方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	下記の口座にお振り込み下さい。 振込先銀行 鹿児島 銀行 加治木 支店 口座番号 普通預金 742090 口座名義人 いりようほうじん 医療法人 けいようかい 恵陽会 理事長 たけだ 武田 けいこ 恵子
現金払い	窓口へ現金をお持ちください。営業時間外でのお受け取りは出来かねますのでご了承ください。

10. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	白井 紀樹
-------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、解消されない場合は契約を解除する場合があります。

【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

- ・暴力または乱暴な言動・殴る・蹴る・物を投げつける・刃物を向ける・怒鳴る・奇声や大声を発する など
- ・不必要に体を触る・腕を引っ張り抱きしめる・卑猥な画像や動画を繰り返し見せる など
- ・職員や他者の個人情報を求める・ストーカー行為・携帯電話での録音や写真撮影およびSNSへの投稿 など

12. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して説明し、同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。

また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことをすることが出来ない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省は策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても、継続します。 ④ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者ではなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用

	者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又は、その家族に関する個人情報は含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または、削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	--

14. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の救急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医 療 機 関 の 名 称 氏 名 所 在 地 電 話 番 号	
緊急連絡先	氏 名（利用者との続柄） 電 話 番 号	

15. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

16. 非常災害対策

- （１）事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- （２）非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- （３）定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。
避難訓練実施：毎年２回以上
- （４）（３）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

17. 衛生管理等

- （１）指定通所リハビリテーション(又は、介護予防通所リハビリテーション)用、食器その他の設備又は飲用に共する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- （２）必要に応じて保健所の助言、指導を求めると共に、常に密接な連携に努めます。
- （３）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

18. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションに提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画に変更を行います。

19. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口 (担当 本重 大五郎)	電話番号 0995-62-0124
----------------------------	-------------------

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	始良市 (長寿・福祉課)	0995-66-3251
	霧島市 (長寿・福祉課)	0995-64-0995
	鹿児島県国民健康保険団体	099-213-5122

20. 留意事項

利用にあたっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・設備・部品の利用は、本来の用法に従って利用すること。これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- ・所持品・備品等の持ち込みについて、管理は利用者の責務とします。
- ・金銭・貴重品の管理について、多額の金銭や高額な貴金属は持ち込み禁止とする。
その他は原則として利用者管理とし、当事業所での管理は行いません。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止です。
- ・差し入れについて、食べ物・飲み物も原則として禁止です。

令和 年 月 日

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、（介護予防）通所リハビリテーション内容及び重要事項を説明しました。

医療法人 恵陽会
（事業所） 加治木整形外科病院
通所リハビリテーション
（住 所） 始良市加治木町港町 145 番地 1
（事業所番号） 4614511014
（説明者） _____ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、（介護予防）通所リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

（利用者） 住 所 〒 —

氏 名 _____ 印

（代筆者） 住 所 〒 —

氏 名 _____ 印
（続柄： ）

（身元引受人） 住 所 〒 —

氏 名 _____ 印